



世民律師事務所 SHIMIN LAW OFFICES

## 中国 大連における新型コロナウイルスの発生動向について (2020年12月30日現在)

2020年12月30日現在、遼寧省（瀋陽市・大連市）を中心に発表されている主な情報は以下のとおりです。

### 1 遼寧省における感染症の発表情報

#### 1.1 遼寧省における感染状況【1】

遼寧省では新たに本土新型コロナウイルスの確定診断症例者が5名増加、すべて普通型症例に該当、内訳は瀋陽市2名、大連市3名（すべて無症状感染者から診断症例に転換）の報告あり。新たな本土無症状感染者4名、内訳は瀋陽市にて1名、大連市にて3名の報告あり。新たな治癒退院者はなし。

12月29日24時まで、全省で報告された確定診断症例者は累計342名（国外からの流入症例者67名を含む）、治癒退院者287名、死亡者2名、入院治療者53名。現在、無症状感染者32名は指定病院にて隔離治療中。

#### 1.2 大連市における感染状況【2】

2020年12月29日0時から24時まで、大連市では確定診断症例者が3名（3名とも無症状感染者から診断症例に転換）、本土無症状感染者が3名それぞれ増加、いずれも遼寧省集中救命治療大連センターにて隔離治療。濃厚接触者、濃厚接触者の2次濃厚接触者に対し、集中隔離医学観察を実施。現在、全市で報告された新型コロナウイルスの確定診断症例者は38名、医学観察中の現地無症状感染者は27名。

##### 1.2.1 新たに増加した確定診断症例者の状況

① 吳某:女性、47歳、飲食業従業員、住所:金普新区擁政街道勝利路705号。

12月21日、重点地区の人員に対する更なる調査の中、PCR検査の結果は陽性。直ちに省集中救急治療大連センターに移送して更に明確な診断を行い、大連市レベル

<sup>1</sup> 遼寧省衛生健康委員会「2020年12月29日0時-24時 遼寧新型コロナウイルス感染症流行状況」

[http://wsjk.ln.gov.cn/wst\\_zdzt/xgzbd/vqtb/202012/t20201230\\_4062373.html](http://wsjk.ln.gov.cn/wst_zdzt/xgzbd/vqtb/202012/t20201230_4062373.html)

<sup>2</sup> 新聞大連「大連市確定診断症例者3名、現地無症状感染者3名」

<https://mp.weixin.qq.com/s/LO-CuXjoSoK5N8DceDeLHA>

専門家グループの相談を経て新型コロナウイルスの無症状感染者と診断。12月29日、臨床診断を勘案し、大連市レベル専門家グループの相談診察、省専門家グループの再審査を経て確定診断症例（普通型）に転換。

② 舒某:女性、64歳、無職、住所:金普新区光中街道勝利西団地。

12月21日に重点地区の人員に対する更なる調査の中、PCR検査の結果は陽性。直ちに省集中救急治療大連センターに移送して更に明確な診断を行い、大連市レベル専門家グループの相談を経て新型コロナウイルスの無症状感染者と診断。12月29日、臨床診断を勘案し、大連市レベル専門家グループの相談診察、省専門家グループの再審査を経て確定診断症例（普通型）に転換。

③ 宋某:男性、69歳、無職、住所:金普新区友誼街道。

12月21日に重点地区の人員に対する更なる調査の中、PCR検査の結果は陽性。直ちに省新型コロナ集中救急治療大連センターに転入して更に明確な診断を行い、大連市レベル専門家グループの相談を経て新型コロナウイルスの無症状感染者と診断。12月29日、臨床診断を勘案し、大連市レベル専門家グループの相談、省専門家グループの再審査を経て、新型コロナウイルスの確定診断症例（普通型）に転換。

### 1.3 瀋陽市における感染状況【<sup>3</sup>】

12月29日、瀋陽市で新たに新型コロナの確定診断症例者が2名増加、いずれも12月23日の国外流入症例者尹某某の関連症例。現在すでに指定医療機関に転入して隔離治療、病状は安定。

#### 1.3.1 新たに増加した確定診断症例者の状況と行動経路

① 梁某某、女性、87歳、無職、現住所：瀋陽市皇姑区溪水街明廉街道文水社区。

12月21日10時から12時30分まで、譜康病院一階の外来にて点滴治療。その後、徒歩で帰宅してずっと外出なし。

12月28日、梁某某は集中隔離場所で発熱症状が出現、120救急車で瀋陽市第四人民医院北院区に移送、新型コロナPCR検査の結果、陽性。現在、梁某某は瀋陽市第六人民医院に転入、更なる診断・治療中。

② 琴某某、女性、68歳、定年退職者、住所：瀋陽市于洪区北陵街道向工街宏達家園団地、確定診断症例者尹某某の隣人。

12月13日、隣人の尹某某（12月23日に新型コロナの確定診断を受ける）の自宅を訪問、約5分間滞在した後、自宅に戻って外出なし。

<sup>3</sup> 遼寧日報 「瀋陽、確定診断症例者2名の行動経路を発表」  
<https://mp.weixin.qq.com/s/HWF4tq3-yqnJcHGk-MS0Bg>

12月14日朝8時に自宅近くを散歩、10時に帰宅、その後は外出なし。

12月15～19日は自宅から外出なし。

12月20日朝、徒歩で向工202巷朝市に行き買い物、10時30分に徒歩で帰宅して外出なし。

12月21日8時、隣人の尹某某に付き添ってタクシーで瀋陽譜康病院にて受診。12時30分に2人はタクシーで帰宅。15時40分に、2人はタクシーに乗って再び譜康病院に移動。16時30分にタクシーで自宅に戻る。

12月22日8時、尹某某に付き添ってタクシーで瀋陽譜康病院にて点滴、10時にタクシーで自宅に戻る。16時、2人はタクシーに乗って再び瀋陽譜康病院に移動。17時にタクシーで自宅に戻る。

12月23日に尹某某の新型コロナPCR検査で陽性が検出された後、琴某某は濃厚接触者として、自宅から集中隔離場所に移送、集中隔離観察。

12月28日、瀋陽市疾病予防コントロールセンターは琴某某に対して生物標本の4回目採集、PCR検査を実施、結果は陽性。現在、琴某某は瀋陽市第六人民病院に転入、更なる診断・治療中。

## 2 大連市におけるPCR検査実施状況、在宅隔離およびコミュニティ管理方針<sup>[4]</sup>

12月22日午後から開始した全市における大規模PCR標本採取業務は全て完了。現状、金普新区封鎖管理区域を除き、その他地域のPCR検査の結果は全て陰性。当日から、金普新区光中、先進、擁政、友誼、站前の5つの街道の全域の全員に対し各戸に対するPCR検査を実施予定。

当市では新型コロナ感染症流行の予防・コントロールを目的とする在宅隔離とコミュニティ管理について次の方針を明確化。

### ① 濃厚接触者

14日間の集中隔離医学観察と5回のPCR検査要求を厳格に実行。集中隔離終了後、専用車が引き取り、コミュニティ管理に組み入れ、7日間の一人で一つの家にて在宅隔離医学観察を実施。一人で一つの家の条件を満たすことができない場合、引き続き7日間の集中隔離を実施、隔離終了前にPCR検査を1回実施。

---

<sup>4</sup> 大連発布「12月22日午後開始した全市の大規模PCR採取業務が全て完了、金普新区封鎖管理区域を除きその他地域のPCR検査の結果は全て陰性」

<https://mp.weixin.qq.com/s/ZCSb81CZRuVhoV-ZqZ4C-g>

② 濃厚接触者の 2 次濃厚接触者

14 日間の集中隔離医学観察と 3 回の PCR 検査を厳格に実行。濃厚接触者が在宅隔離医学観察を解除した後、相応する濃厚接触者の 2 次濃厚接触者は同時に隔離解除が可能。

③ 在宅隔離健康観察を必要とする重点対象者

所属地の原則に従い、居住コミュニティの管理下に組み入れ、暴露環境から離れてから、一つの家を単位として 14 日間の一人一部屋の住宅隔離健康観察、PCR 検査を 3 回実施。

### 3 大連の感染症流行による隔離期間中の賃金支払について<sup>[5]</sup>

大連市人的資源・社会保障局は、「新型コロナウイルス感染による肺炎感染症流行予防・コントロール期間中における労働関係の調和および安定維持に関連する問題に関する通知」（大人社発[2020]24 号）および人的資源・社会保障部の関連規定に基づき、隔離期間中の賃金をどのように支払うかなど、市民が関心を持つ問題を明確化した。

*新型コロナ感染者、疑似症患者、濃厚接触者に対して*

*隔離措置が取られた期間の賃金はどのように支払うか？*

新型コロナ患者、疑似症患者、濃厚接触者が隔離治療、隔離観察等の隔離措置により正常な労働を提供できない場合について、企業は、労働者の当該期間における賃金報酬を支払わなければならない。

隔離期間が終了した後、なお業務を停止して治療を行う必要がある患者に対し、企業は労働者が罹患した医療期間の関連規定に基づきその病気休暇賃金を支払う。労働者が規定の医療期間内にある場合、雇用単位は、労働契約又は集団契約の約定に基づいて月ごとに病気休暇賃金を支払わなければならない。ただし、当市の最低賃金基準の 80%を下回ってはならない。

*政府の緊急措置により期限どおりに職場に戻ることができない*

*労働者の賃金はどのように支払うか？*

政府が感染地域の封鎖など緊急措置を講じたことにより、労働者が期限どおりに職場に戻って正常に業務を行うことができない場合、操業停止・生産停止期間中の賃金支払に関連する規定を参照して執行する。即ち、一つの賃金支払周期内は、労働契約規定の基準に従って労働者に賃金を支払う。一つの賃金支払周期を超える場合、企業は、生活費を支給しなければならない。

生活費の基準は当市の最低賃金基準の 80%を下回ってはならない。生活費には個人が納付すべき各種社会保険料を含み、個人が納付すべき各種社会保険料を控除した後、

<sup>5</sup> 大観新聞「大連で明確に！感染症流行期間の賃金はこう支払う」

[https://mp.weixin.qq.com/s/XXD7\\_o-wB5\\_VnrXozqcnOg](https://mp.weixin.qq.com/s/XXD7_o-wB5_VnrXozqcnOg)

実際に労働者に支払う生活費は各市・都市・鎮住民の最低生活保障ラインを下回ってはならない。

ただし、企業と労働者が年次有給休暇など各種休暇を優先して消化することを協議した場合、関連休暇の規定に従い賃金を支払う。

企業が労働者にテレワーク等の形式を通じて正常な労働を提供するよう要求する場合、法により賃金を支払う。

「企業の操業停止・生産停止が一つの賃金支払周期内にある」という問題をどのように理解するか？

企業の操業停止・生産停止の開始・終了日の計算は、操業停止・生産停止当日から操業再開・生産再開の前日まで連続して計算する。

その中で、一つの賃金支払周期は最長 30 日(休日、法定祝祭日等の各種休暇を含む)を超えない。企業の給料支給日が当該期間内にある場合、操業停止・生産停止関連の支払基準に従って段階に分けた賃金計算に影響しない。

例えば、企業が月給制を実施しており、2020 年 12 月 21 日から 2021 年 1 月 31 日まで操業停止・生産停止がずっと続き、そのうち 2020 年 12 月 21 日から 2021 年 1 月 19 日までを第 1 の賃金支払周期(30 日)、2021 年 1 月 20 日から 2021 年 1 月 31 日を第 2 の賃金支払周期とする。

企業が操業停止・生産停止後に操業を再開し、操業再開後に再度操業停止・生産停止した場合について、一回中断するごとに再計算する必要がある、2 回の操業停止・生産停止の期間を累積計算してはならない。

例えば、企業が 2020 年 7 月 27 日から 8 月 10 日まで操業停止・生産停止がずっと続き、当該期間を第 1 の賃金支払周期とし、その後企業が操業再開・生産再開したものの、2020 年 12 月 21 日に企業が再度操業停止・生産停止した場合、第 1 の賃金支払周期は 2020 年 12 月 21 日から再計算しなければならず、2020 年 7 月 27 日から 8 月 10 日までを累積計算してはならない。

注：上記情報は弊所が正確、かつ、確実性があると判断した一般情報に基づき、一般的な参考情報として供することを目的としてのみ作成されたものです。上記情報に含まれる内容は政策及び法律改正等の要因により、通知なしに変更される可能性があり、その正確性及び確実性を保証するものではなく、弊所は上記情報の全部又は一部に起因するいかなる直接又は間接的な損失及び損害に対して、いかなる責任も負いません。

上記情報に関するご不明点は、[info@shiminlaw.com](mailto:info@shiminlaw.com) までお問合せください。